

評者

復興庁参事官
 廣光 俊昭

D・ヒューム 著
 伊勢 俊彦
 石川 徹 訳
 中釜 浩一



『人間本性論 (第3巻)
 道徳について』

法政大学出版局 2012年10月 8,600円(税別)

L・マーフィー 著
 T・ネーゲル 著
 伊藤 恭彦 訳



『税と正義』

名古屋大学出版会 2006年11月 4,500円(税別)

ヒューム：正義が人為的な徳であること

「長らく待たれた新訳」という帯書に偽りはない。18世紀スコットランドの哲学者デイヴィッド・ヒュームの『人間本性論 (人性論)』の新訳である。本書を読む者は新鮮な印象を得るだろう。後世の(英米系の)大理論、例えば、功利主義、ゲーム理論、社会生物学などは、深い意味で本書において先取りされていると言ってもよい。このような作品を書くことができたのは、ヒュームが、先入観に捉われることなく、徹底的に考え抜く姿勢を貫いているからであり、その結果、ドグマから自由で現実味のある道徳理論が編み出されている。

本書でヒュームが強調しているのは、正義が人為的な徳であるということである。ここでいう正義とは、なによりもまず、所有の確立を意味している。ヒュームは、人間の間の採め事の主な原因は、財物が固定せず、人から人へ簡単に移転することにあるとみる。保有を確定することが共通の利益になることに全員が気づき、保有物の固定を得たのち、直ちに正義と不正義が生じるといふ。すなわち、正義とは、利益に根差した人間の間の合意 (convention、黙約) という人為によって確立されるものとする。ヒュームの考えは、ジョン・ロックのそれと鋭い対称をなしている。ロックは、所有は個人の労働から直接に成立すると考えるが、ヒュームは合意の前には所有はないとする*1。

ヒュームは、正義が共通の利益への気づきに基づくことを強調する一方、徳へと向かう人間のより根源的な性質の存在を認めている。このことは、ホップズが単純に利己的な人間から出発して社会の成り立ちを説くこととは、微妙ではあるが、重要な違いとなっている。仁愛、こどもへの優しさなど、徳へ向かう自然的責務について、ヒュームは、そのみでは大きな社会を支えることはできない

と留保を付しつつも、これを無理やり利益から基礎づけることをしていない*2。このことが同時に、社会の成長にともない、知性による反省を通じて、正義という徳が人為的に編み出されてこなければならなかった所以を浮き彫りにする。

マーフィー、ネーゲル：道徳理論を租税政策で使ってみたら

『税と正義』*3は、現代米国のトップクラスの哲学者であるリーアム・マーフィーとトマス・ネーゲルが、租税政策について論じた著作である (ネーゲルは「コウモリであるとはどのようなことか」という心の哲学についての論文で著名)。原題の *The Myth of Ownership* の方が、著者たちの主張を端的に伝えている。本書が繰り返し指摘するのは、所有は、税制等によって定義される法的な慣習 (convention) であり、課税前所得を基準線として、税制の適否 (水平的公平性、支払能力の評価等) を論ずることは、意味がないということである。真の問題は、個人のものどれくらいを政府が税として徴収すべきかではなく、税制を含む法が、いかに個人のもの決定するのかを巡っての政治的論争なのだといふ。言葉遣いが示唆するように、彼らの主張は、convention以前に所有はないというヒュームの考えからはじめて理解可能なものである。連邦財政の余剰は人民に属するものであり、政府に属するものではない、というブッシュ米大統領 (Jr.当時) のレトリックを、筆者たちは、「日常生活に潜む自由至上主義」と批判するが、この自由至上主義こそは、人は合意によらず、労働を通じて直接に所有するという、ロックの流れを汲む立場なのである。

このように本書は、ヒューム以来の確固たる伝統に根差した、租税政策の提言の書である*4。評

*1) もっともヒュームは、合意ののちには、労働の付加が所有の典型的な原因となることを認めている。
 *2) なお、後年の進化論を援用すれば、究極的には利益に基づく説明は可能であろう。つまり、この自然的責務を、個あるいは遺伝子の生存という、進化の過程で生存に有利なものとして、人間の本性に組み込まれたものである、と解するのである。
 *3) 本書は京都大学の児玉聡先生 (倫理学) からご紹介頂いた。記して感謝する。

者は、ロックやその系譜に連なる正統的な経済・租税理論よりも、この理論は正鵠を射ているところがあると認めてよいと考えている*5。「私は税を払いたいと思う。その税でもって文明社会を購うのだ」(Oliver Wendell Holmes, Jr.)。たしかに我々は、税制の一部のみをみて、その適否を問うのではなく、税制を含む法全体が結果する文明社会全体が適切なものであるか否かを論ずべきであるし、実際にその点に関心を持ってもいる。

しかしながら、法全体の結果である文明社会の適否と、個々の税制はどう関係しているのだろうか。著者たちは、彼らの理論を消費税制や累進課税などの具体的問題に果敢に適用している。例えば、消費税制を貯蓄家に対する公平から擁護する見解に疑義を呈し、普遍の手当の導入、あるいは高い累進性に好意的な議論を展開する。しかし、これらの処方箋がconvention以前に所有はないという根本の考えから直接に出てくることはない。むしろこの処方箋は、社会全体の適否という規準からではなく、貧しい人々への金銭移転の多寡という部分的規準から導き出されている疑いすら濃厚だ。もう一步踏み込んで言えば、たとえ社会全体の適否という規準から導き出されていると言ってみたとところで、その規準が功利主義、格差原理、あるいは第三の規準であるのか、conventionによる所有という考えから、自動的に出てきたということはない。本書は、具体の税制について興味深い検討を展開しており、試論的価値を有するものの、結論への詰めには埋めがたい飛躍がある。既存制度や所得分布を前提にmarginalな改善を目指す、行政的な関心のもとでは、正統的な経済・租税理論がとりあえずのところ道具的有用性を失わない。

政策のダイナミズムと創造性

こうした行政上の難点にもかかわらず、評者がマーフィーたちの著作を取り上げるのは、本書が、政策に関わる者が忘れてならぬ点を衝いていると考えるからである。ヒュームによれば、所有ですら合意という人為による産物なのであった。正義の人為性について、ヒュームは印象的な説明を与えている。空気のように希少性のない財物(superabundance)の場合、所有の区別は完全に不要となる。正義とは、財物の希少性とその奪われやすさという、人間の置かれた偶然的な条件から出てくるものなのである。そうであれば、社会の歴史的・技術的条件の変化にともない、正義の

中身は変わってくるはずである。marginalな改善のために組み立てた、ロジックの切れ味が悪くなったと感ずるときには、議論の土俵がconventionにまで差し戻されているのかもしれない。実際、我々はしばしば、Holmes(米最高裁判事)が語るように、税について語られる場面に居合わせることもある。

ヒュームによれば、道徳に関する判断の大きな部分が、反省、つまり人間一般や個々人の幸福をいかにして確保するのか反省することにより形成されるのだという。社会の成長にともない、反省を通じて道徳は姿を変え、さらに、道徳の成長によって社会が変貌する。『人間本性論』が道徳の延長上で、統治と服従という限られた切り口からではあるが、政治について論じているのは自然のなりゆきである。政治こそ、道徳の成長する最先端の現場であり、『税と正義』のなかで最も刺激的なもの、前半と末尾の政治について扱った章である。ヒュームが取り上げた徳と利益の関係について、マーフィーたちも論じている。彼らは、税制の政治的選択においては、構成員各々にとっての損得のみではなく道徳的な議論も重みを持っていると指摘し、この点で、多元主義に対する共和主義的伝統に属する。その上で、それでもやはり、政治的に実現性のあるプログラムは、構成員全員の利益になるものとして提案できるものでなければならぬという洞察を示す。新たな道徳を生み出し社会の面目を一新するのは、このように、あたかも全員の利益に資するかのように、反省を通じて政治的に組み上げられたプログラムなのであろう。社会保障と税の一体改革などは、係る視点からみても、近年の本邦で数少ない、練られた政治のアーツによる作品のひとつではないか。社会と道徳は相携えて成長し、その間を反省が媒介する。反省あるいは反省に基づく政策に任せられている領域は、存外に広い。そして、反省が働くに際しては、ヒュームが本書で同じく強調する「想像力」が重要な役割を果たすはずである。『人間本性論』(訳者による詳細な解説は有益である)と『税と正義』は、政策の持つダイナミックで創造的な面に思いを致す好著である。(原著: Hume, D. 1739 - 40. *A Treatise of Human Nature. Book III. Of Morals.* Murphy, L & Nagel, T. 2002. *The Myth of Ownership. Taxes and Justice.*)

*4) ヒュームはconventionによる所有という考えを、グロティウスやブーフENDORFといった自然法学者から引き継いでいるという。

*5) 現代の読者なら、知的財産権(知的所有権)の事例からも、所有の人為性に思い至ることができるだろう。